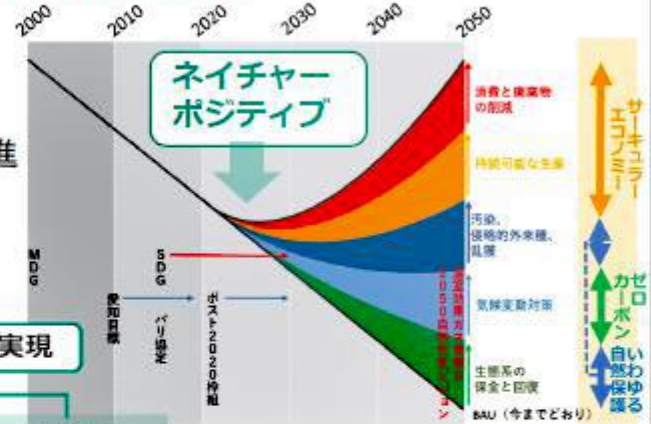


# 生物多様性国家戦略2023-2030の概要

## 生物多様性国家戦略2023-2030の概要



- 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、世界に先駆けて策定した戦略（2023年3月閣議決定）
- 「2030年ネイチャーポジティブの実現」に向け、生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略
- 主なポイント
  - ・ 生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応を強調
  - ・ 30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
  - ・ 自然資本を守り活かす社会経済活動を含めた社会の根本的変革の推進
- 戦略全体を一気通貫で整理し効果的に進捗管理することで、レビューメカニズムを強化



### 第1部 戦略

2050年ビジョン『自然と共生する社会』

2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

基本戦略	基本戦略1 生態系の健全性の回復	基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決 (NbS)	基本戦略3 ネイチャーポジティブ経済の実現	基本戦略4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動	基本戦略5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進
状態目標 (3つ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系の規模と質の増加</li> <li>種レベルでの絶滅リスク低減</li> <li>遺伝的多様性の維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系サービス向上</li> <li>気候変動とのシナジー・トレードオフ緩和</li> <li>鳥獣被害の緩和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ESG投資推進</li> <li>事業活動による生物多様性への配慮</li> <li>持続可能な農林水産業の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>価値観形成</li> <li>消費活動における配慮</li> <li>保全活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ活用 - 様々な主体の連携促進</li> <li>資金ギャップの改善</li> <li>途上国の能力構築等の推進</li> </ul>
行動目標 (6つ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>30by30</li> <li>自然再生</li> <li>汚染、外来種対策</li> <li>希少種保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然活用地域づくり</li> <li>再生可能エネルギー導入における配慮</li> <li>鳥獣との共存</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業による情報開示等の促進</li> <li>技術・サービス支援</li> <li>有機農業の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育の推進</li> <li>ふれあい機会の増加</li> <li>行動変容</li> <li>食品ロス半減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎調査・モニタリング</li> <li>データ・情報の提供</li> <li>計画策定支援</li> <li>国際協力</li> </ul>

### 第2部 行動計画

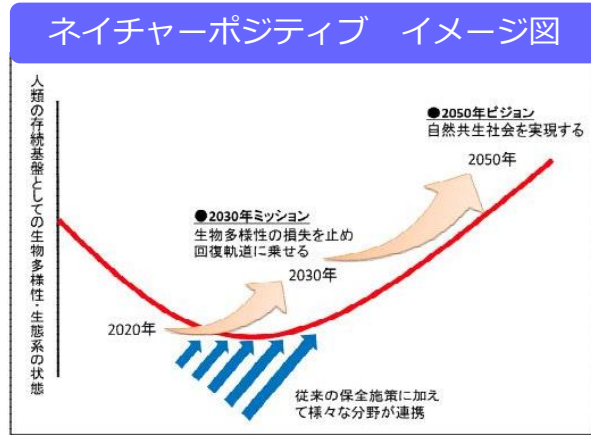
5つの基本戦略の下に25ある行動目標ごとに、関係府省庁の関連する施策を掲載

関連施策からビジョンまで一気通貫で整理

# 国家戦略で示されている新たな概念

## (1) ネイチャーポジティブ：自然再興

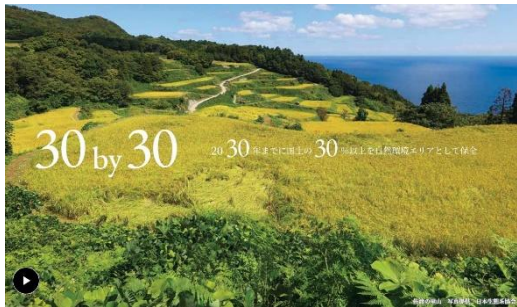
「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」とされており、国家戦略ではその実現を2030年に向けた目標としています。



(出展: 国家戦略素案第1部)

## (2) 30 by 30

2030年までに陸と海の30%以上の保全を目指すことであり、国家戦略のみならず2030年までの世界目標の「昆明・モントリオール生物多様性枠組」にも位置付けられています。



(出展: 環境省ホームページ)

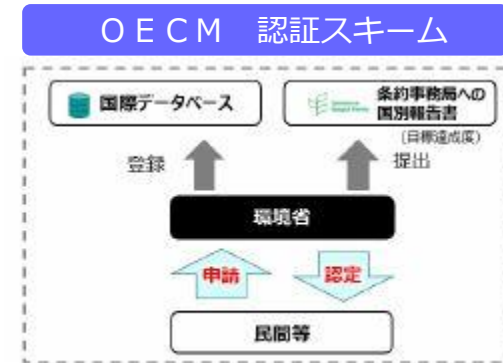
## (3) OECM

Other Effective area-based Conservation Measures (その他の効果的な地域をベースとする手段) の略語で、国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的かつ長期的に保全しうる地域のことをいいます。

環境省では、令和5年度から国立公園等の既存の保護地域に加えて、民間等の取組により結果的に生物多様性の保全に貢献している区域(企業緑地、里地里山など)を「自然共生サイト」として認定する制度を始めています(認定地は保護地域との重複を除き、OECMとして国際データベースへの登録を予定)。



保護地域以外にも、**里地里山、水源の森、都市の自然**など、様々な場所が生物多様性の保全に貢献している



(出展: 環境省資料)

## (4) NbS

Nature-based Solutions (自然を活用した解決策) の略語であり、国家戦略では社会課題の解決に自然を活用することで、人間の健康と福利及び生物多様性による恩恵を同時にもたすこととされています。

(例) 森林保全による斜面崩壊の防止、遊水池や水田などによる洪水緩和など